

表8 Wave6における年齢階級別分布と各年齢階級に占める女性の比率

		年齢階級				
		73-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	73歳以上 全体
A. 総務省推計人口（総人口）						
2002.10.1 時点	年齢分布	18.8%	37.8%	23.1%	20.3%	100.0%
	女性比率	55.2%	58.7%	65.6%	71.2%	62.2%
B. W5 新規対象者（NWave2）						
本人完了	年齢分布	281(26.5)	442(41.7)	232(21.9)	104(9.8)	1,059(100)
	女性比率	51.6	57.7	64.7	73.1	59.1
本人+代行	年齢分布	300(24.1)	499(40.0)	285(22.9)	163(13.1)	1,247(100)
	女性比率	51.0	56.3	64.6	72.4	59.0
C. 追跡対象者（Wave5以前からの参加者）						
本人完了	年齢分布	164(17.2)	404(42.4)	218(22.9)	167(17.5)	953(100)
	女性比率	53.0	59.7	68.8	68.3	62.1
本人+代行	年齢分布	179(15.6)	439(38.3)	270(23.6)	257(22.4)	1,145(100)
	女性比率	53.6	59.2	67.4	68.1	62.3
D. 新規対象者（B）+追跡対象者（C）						
本人完了	年齢分布	445(22.1)	846(42.0)	450(22.4)	271(13.5)	2,012(100)
	女性比率	52.1	58.6	66.7	70.1	60.5
本人+代行	年齢分布	479(20.0)	938(39.2)	555(23.2)	420(17.6)	2,392(100)
	女性比率	52.0	57.7	65.9	69.8	60.6

注) 本人=本人調査完了者、本人+代行=本人調査または代行調査の完了者

B～Dの年齢分布の数値は、該当者数（かっこ内は%）である。

4. 倫理面への配慮

本研究においては、以下のような方法で倫理面に配慮した。

- 1) 倫理委員会による審査：研究の実施にあたっては、事前に東京都老人総合研究所の倫理委員会において調査の実施方法と調査項目の審査を受け、許可を得た。
- 2) 調査実施上の配慮：事前に調査の主旨と協力依頼を記載した文書を対象者に郵送し、拒否がない人に対してのみ訪問面接調査を実施した。また、面接調査の開始前には、調査員が、「この調査では、いろいろなことをおうかがいしますが、答えたくないことについては無理にお答えいただく必要はありません。なお、お答えいただいたことについては、厳重に秘密を守り、他の人に知らせるようなことは一切ありませんので、どうかご安心ください。また、失礼なこともおうかがいするかもしれません、これはアメリカの調査と比較研究する必要があるためです。何とぞお許しください。」という文章を読み上げ、回答を

強制しないように配慮した。

3) データ管理上の配慮：回答者が特定できないように、対象者名簿は調査委託先である（社）中央調査社において厳重に管理しており、回収済みの調査票（無記名）と匿名化されたデータは、東京都老人総合研究所において厳重に保管・管理している。回収された個人データは、統計的に処理・分析し、個人の機密に配慮している。

参考文献

東京都老人総合研究所編：「短期プロジェクト研究報告書 高齢者の生活と健康に関する縦断的・比較文化的研究」（1999）

東京都老人総合研究所編：「短期プロジェクト研究報告書 後期高齢期における健康・家族・経済のダイナミクス」（2002）

Jay GM, Liang J, Liu X, Sugisawa H : Patterns of nonresponse in a National Survey of Elderly Japanese. *Journal of Gerontology: SOCIAL SCIENCES*, 48(3) : S143-S152 (1993)

Pfeiffer E : A short portable mental status questionnaire for the assessment of organic brain deficit in elderly patients. *Journal of the American Geriatrics Society*, 23(10) : 433-441 (1975)

第3章

高齢者の私的・公的支援

第1節 サポートと遺産の交換

東京学芸大学 教育学部

直井 道子

要約

配偶者と死別した高齢女性で子どもを持つ者のみを対象として、1) 夫の不動産の遺産がどの様に相続されたか、2) 子どもからどのようにサポートされているか、を記述し、3) 不動産の遺産を相続したのと同じ子が母親をサポートしているのかどうか、交換仮説の有効性を検討した。その結果、不動産相続無しの場合と配偶者のみ相続の水平型ではサポートの分布は類似しており、相続しないでサポートしているケースが多くなった。子のみ相続の垂直型と配偶者と子が相続している場合ではサポートの分布が似ており、相続した子がサポートしている場合が多くなった。全体としては前者の方が多いことから、今や「サポートと不動産遺産の交換」という仮説は検証されず、遺産はサポートを促進するうえでわずかな効果しかもたないことが結論づけられた。

1. 目的

戦前の家制度のもとでは、長男は老親を扶養、介護するかわりに生産手段である土地を単独相続することによって、サポートと遺産の間に交換が成り立っていた。高齢者や長男にとってそれは規範や習慣であって「交換」としては意識されていなかつたかもしれないが、「暗黙の保険契約」によって「家族内社会保障」が行われていたと見ることができる。

本稿の目的は、この「交換」が現在においても成り立っているのか、交換仮説を検討することにある。本題に入る前に、先行研究から戦後日本において遺産相続に関する意識や実態がどのように変化してきたのかを検討しておこう。

戦後の民法改正によって、法定相続分としては（配偶者のはかには）子どもの間での均分相続が規定され、老親への扶養義務もすべての子どもにあるとされた。しかし、現実にはサポートが子どもの間で平等に負担されたのではなく、1人の子ども（長男夫婦など）が老親と同居しサポートをする慣行が続いてきた。戦後の国勢調査や国民生活基礎調査（厚生行政基礎調査）などは一様に子どもとの同居率が低下していったことを示しているが、それでも民法改正から25年以上を経た1975年において、65歳以上の高齢者が既婚の子どもと同居する率は5割を超えていたのである。当時のある小都市における高齢者調査では、同居世帯の中で子どもから高齢者へのサポートがかなり行われていたこと、例えば高齢者が健康であっても子どもやその配偶者が買い物や調理などを行っていたことなどが示されている（藤崎、1986）。また、意識の面でもこの時代の社会調査からは、既婚の子どもとの同居を望む比率は、地域（農村、小都市で大都市より同居志向）、学歴（高学歴が別居志向）、職業（農業や自営業で同居志向）、年齢（年齢が高い方が同居志向）などで差異はあるものの

の、全国調査では50歳代でも6割以上が子どもと同居したいと望んでいた(直井他、1975)。社会調査での設問はその後、老後の全期間を一くくりにして同別居志向を問うのではなく、夫婦とも元気なとき、夫婦の一方が死亡した後、身体の具合が悪くなったとき、などのライフステージ別に問うようになった。それはおそらくは現実の途中同居の増大に対応するものであったろう。

このように高齢期の同居やサポートが変化していったのにに対応して、相続に関する意識や実態はどのように変化したのだろうか。この問題についてのデータはきわめて少ないが、資産を担保に老後の福祉サービスを提供するという武藏野方式に刺激を受けて国が全国的に行なった調査(内閣総理大臣官房、1980)がある。この調査の結果、親から受け継いだ財産はもちろん、自分一代で築いた財産でも子どもに相続させたいという者が多かった。また均分相続は12%程度にしか支持されず、長男相続が43%、面倒を見てくれる子が35%であった。長男相続とは別に「面倒を見てくれた子」という選択肢が設けられたのは、家制度意識が衰退し、長男が面倒を見るとは限らなくなつたことの現れと見られる。また、この調査では別に「親の世話をしない子どもには遺産をやる必要はない」という意見への賛否を問うており、賛成が5割台で、反対は2割前後であった。(残りは「どちらとも言えない」)これらの結果から、1980年ころには資産を老後扶養の対価として考える意識(対価意識)が高齢者の側にもかなり見られることが示唆される。

その後も長男との同居率の低下、娘との同居や途中同居の増加(直井、1993)という状況のもとで、高齢者の中には資産を戦略的に使って子どもからのサポートを得ようとするよりは、むしろ、資産を直接に自分の老のために使おうとする意識も広まつたように思われる。50歳以上を対象として子どもに資産を残すつもりかどうかを聞いた調査では(松浦・滋野、2001)、「面倒を見てくれたら残す」という対価型は1割未満にとどまり、「あまれば残す」が約半数で、ついで「子どもに残したい」、「残さない」が各2割前後であった。別な調査で(経済政策研究所、1991)どういう基準で子どもに相続させるかを聞いた回答では、60才代では山形県で「長男」に45%が集中したのに、首都圏では「考えていない」「平等に」「長男に」「同居子に」がそれぞれ10%台と回答が分散した。

最近の内閣府の調査では誰に継がせるかというよりは、子どもに継がせるか自分で用いるかが焦点になっている(内閣府、1995, 2001)。「不動産をそのまま子どもに継がせるべきである」は1995年の65%から2001年の61%まで減少しているとはいえ、なお過半数である。「親の老後の生活の資金を得るために活用(売却、賃貸または担保にするなど)してもかまわない」はなお、15%程度にとどまる。ただし、年齢が若いほど(60-64歳で22%)、都市規模が大きいほど(大都市で24%)自分の老のために活用してもよいと考えている。この2つの調査の間に行なわれた内閣府の別の調査(内閣府、2000、60歳以上対象)でも、「資産はできるだけ子孫のために残してやるほうがよい」「資産は自分の老後を豊かにするために活用(売却、賃貸など)するほうがよい」の2つの意見から選択させている。回答は前者がおよそ65%、後者が32%であった。資産と不動産など微妙にワーディングが異なるものの、子孫に残してやる意識の者が多い点は一致している。

一方で対価意識について、上述した内閣府の3つの調査は微妙なワーディングの違いもあ

って、異なった結果を示している。このうち2つの調査では、「老後の世話をしてくれたかどうかに関係なく譲る」が5割弱で、1995年からほとんど変化していない（内閣府、1995, 2001）。「老後の世話をしてくれたかどうかによって差をつけて譲る」は25%前後にとどまる。もう1つの調査（内閣府、2000、60歳以上対象）では、前者のワーディングは同じだが、後者は「実際に老後の世話をしてくれた子どもなどに多くを譲る」となっていて、後者に賛成の者が55%と過半数である。おそらくは「差をつけて譲る」とことと「多くを譲ることのワーディングの差によってこのちがいが出たものと思われる。高齢者は子どもに「差をつける」ことは回避したいが、世話をしてくれたから多くを譲ることは「平等」だと感じているのかもしれない。

以上の先行研究から次のような解釈が可能である。おおむね戦後の相続意識は「同居の長男に相続させる」伝統型から「面倒を見てくれた子」に相続させる対価型と自分が資産を老後の生活に消費する自己消費型の2つが少しずつ増大してきたように見える。それでも自己消費型はまだ4分の1、対価型も4分の1にとどまっている。伝統型と対価型には交換仮説があてはまると考えられるが、自己消費型では交換は期待されていない。さらに親からの遺産がなくとも子どもが親への情愛からサポートする可能性も十分考えられるので、これを愛他型と命名しておこう。子どもの数が減少してきたために、親の側には面倒を見てくれた子どもと差をつけない意識が（反対価意識）が増えた可能性もあるし、子どもの側にも自分がサポートしなくてはならないという意識が強く働くようになる可能性もある。いずれにせよ、地域差や学歴差、性差も大きく、依然として「長男」という手続きを特別視する意識が大きい地域もある一方で、資産を自己消費するのと子どもからのサポートの対価として用いるのどちらが戦略的利用として有利かという判断が個人の状況に応じてなされているように見える。伝統と合理的選択が微妙にからみあって現在の意識状況を構成すると言えそうだ。そして、「配偶者と子どもで相続し子どもの間では均分相続」という民法の法定相続分の規定は、残された配偶者の老後を支えると言う意味では戦略的には有効ではないためか、普及がはばまれているように見える。

相続意識については以上のような先行研究があるが、現実の相続経験についての先行研究はさらに少ない。その数少ない調査（経済政策研究所、1991）からは次のようなことが発見されている。①相続の流れには地域差があり、首都圏では父親から母親を経由して子どもへという水平型、山形県では父親から子どもへという垂直型が多く、福岡県ではその中間であった。②垂直型では一括相続が多く、水平型では垂直型よりは子どもは平等相続の比率が高くなる。③相続の流れを規定する要因は、地域のほかに、父親の職業、長男か、同居か、地域移動性などであった。なお、この調査は親への援助と相続の関連、すなわち、相続は親への援助の見返りとして意味を持つかということを調べている。土地を相続で取得した子には親の生活費を一部または全部援助していた割合が高く、自己資金で土地を取得した子にはその割合が少ない、という傾向が報告されている。この関連はとくに山形県で強く、首都圏で弱い。また、日常的な世話についても簡単に質問しているが、やはり土地を相続で取得した子のほうが親の日常生活の世話をしていた比率は高いが、その地域差はより小さい。

以上のように、先行研究は同居慣行や相続意識に集中しており、相続実態についてはわずかなデータしかなく、また高齢者へのサポートとの関連については高齢者の生活費負担との関連しかあきらかにされていない。そこで本稿は配偶者を失った女性高齢者を焦点として、夫の遺産がどのように分配されているのか、その実態を把握するとともに、遺産相続をした子どもは残された高齢配偶者（子どもの母、調査対象者であり、しばしば「本人」と言及される）のサポートをするという交換が成り立っているのかどうかをあきらかにすることを目的としている。

先行研究と比較して我々の研究の意義は次の点に見出せる。第一に、相続とサポートの関連を詳細に検討できること。垂直型の相続では「保険機構としての家」が健在であるとの印象を受けるが、我々の調査では本当に相続を受けた子どもからのサポートが行われているのかどうかを検討することができる。さらに水平型の場合にはサポートとの関連はまったくないのか、それとも長男・同居という関連がなくなっただけで何らかの関連があるのか、ということも検討することができる。子どもからのサポートが機能していないのならば、それにかわる社会的なサポートを考えなければならない。たとえば資産を担保とした貸付、いわゆるリバースモーゲッジなどを政策的に検討し、普及していく必要性が出てくることになる。第二に、先行研究は子どもから見た相続経験、特定の地域のみを対象としていたが、我々は対象を高齢者とし、しかも全国調査でこの問題を解明できる。第三に配偶者を失った女性高齢者を対象とすることによって、遺産が、残された高齢者のサポートとどう関連しているのか、という問題に迫ることができる。

2. 方法

1) データ

本稿で使用するデータは、厚生科学研究費補助金を得て行った『後期高齢期における家族・経済・健康のダイナミクス』調査 Wave5 (1999) から得ている。この調査は 2 種類のデータベースから成り立っている。1 つは 1987 年から東京都老人総合研究所が中心になって 3 年おきに行ってきた長期縦断調査である。Wave1 (1989) から Wave4 (1996) までの調査に 1 回以上協力した人（死者を除く）が、計 2,718 人となり、1999 年に Wave5 の訪問面接調査を行ったところ、回収率は 73.8% で、完了標本 2,078 人を得た。

もう 1 種類の標本は、Wave5 (1999) と同じときに、むしろ焦点を後期高齢者にあてるここととして、新たに追加した。新規対象者は全国より 70 歳以上の 2,000 人を層化二段無作為抽出し、回収率は 70.3% で、1,405 名となった。両者を足すと合計 3,483 人となる。

本稿では相続経験について調査するために、この 3483 人の中から、①配偶者が亡くなった女性で、かつ、②子どもがある者に对象をしぼった。対象を女性に限定したのは、この年齢層の人々の場合、不動産の名義は男性であることが多く、また夫が妻より先に死亡することが多いため、相続経験を持つ男性はきわめて少数であったからである。配偶者を亡くした子どものある女性は 957 人であったが、そのうち 81 人は相続の詳しい内容に答えなかつたため、分析対象から除外し、876 人を分析対象とした。

2) 変数

本稿中では親から子どもへの金銭や資産の流れを相続を含めて援助とよび、子どもから親へのサービスの流れをサポートと区別して呼ぶことにする。

親から子どもへの援助の流れについては、(1) 家を買ったり借りる費用を出したこと (2) 事業資金を出したこと、(3) 結婚費用を出したこと、(4) この1年間に生活費をだしてあげたこと、について子どものうち5人までを兄弟中の順位で回答してもらい、(5) 遺産相続については4人までを回答してもらっている。遺産相続についてだけ4人目までになっているのは、すでに死んでいる子どもへの相続を聞いた為という全く技術的理由によるが、現実に相続は順位が上の子どもほど比率が高く、5番目以降の子どもが相続しているのは6人にとどまっており、分析全体に大きなゆがみを与えたとは思われない。

子どもから親へのサポートについては、(1) 福祉サービスについて相談できる人(子どものなかで2番目まで) (2) あなたのいうことに耳を傾けてくれる人(2番目まで) (3) いたわりや思いやりを示してくれる人(2番目まで) (4) 病気のときお世話をあてにできる人(1人) (5) 日ごろの生活の中で、ちょっとした手助けが必要になったとき、手助けしてくれる人(1人) の5種類について聞いている。いずれの質問も子どものみでなく、配偶者や親族、友人、近隣、ヘルパーなども含めた13の選択肢から選択させており、子どもや、婿・嫁と答えた場合のみ、何番目の子どもかと尋ねている。また、親から子どもへの援助が援助の実績について聞いているのに対して、子どもから親へのサポートは病気のときに当てにできる人というようなサポートの期待が含まれている。ただし、高齢者の幸福感にとっては現実のサポートよりも、むしろサポートの期待がもてるこのほうが寄与しているという研究結果もあり、またサポートの必要性の程度を変数に含めると、対象サンプルが著しく小さくなるということを考えると、サポートの期待を含めることがとくに問題だとは思えない。

援助についてもサポートについてもその量(遺産の額、サポートの頻度)は変数に含まれていない。調査項目数の限界と被調査者の協力を得られやすくするために、この点については残念ながら深く立ち入らなかったためである。

3. 結果

結果は4つの部分からなる。まず、1) で対象者の基本属性を述べたあと、2) では親から子どもへの援助の流れを、相続とそれ以外の援助について論じる。3) では反対に子どもから親へのサポートについて述べる。4) ではこの2つの流れが交換になっているかどうか、とくに相続とサポートが交換になっているのかどうかを中心に論じる。そのなかで同居とサポートの関連についても触れる。同居というのは高齢者へのサポートであるという面と、高齢者からの援助である面の両方があり得るが、そのどちらの機能が強いのかを確認していきたい。

1) 対象者の基本的属性

分析対象者876人は前述したようにすべて夫と死別して子どものある女性である。年齢は63歳から96歳まで、平均年齢は77.19歳であった。このうち夫名義の不動産を遺した

者は 590 人、遺さなかった者は 286 人だった。両者どのように基本属性がちがうのか検討したところ、年齢はともに 77 歳台、教育年数はともに平均 8 年強で有意差はなかった。有意差が見られたのは、死別年次と死別年齢であり、夫が不動産を遺した者は平均して 1982 年頃、60.7 歳で死別しているのに、遺さなかった者では 1977 年頃、55.6 歳で死別しており、平均で 5 年以上開きがあった。対象者の居住地は関東地方が 25.5% で最も高率、ついで近畿地方が 15.8%、他は北は北海道から南は九州まで 5-10% 程度ずつ全国にわたって分布している。家族構成で最も高率なのは既婚子同居 48.6%、ついで単身 28.4%、未婚子同居 18.8%（残りはその他）である。子どもの人数は 1 人から 11 人まであり、最も多いのは 3 人で、3 人以下が 73.1% を占めた。子どもの性別では娘のみは 19.4% にとどまった。健康状態は「余り健康でない」「全く健康でない」を足しても 2 割ほどで、ほとんどが健康である。住宅は 8 割が持ち家に住んでいる。

2) 親から子どもへの援助

（1）相続の状況

表 1 のように、対象者本人（配偶者）のみが相続した水平型と子どものみが相続した垂直型が多く、本人と子どもの双方で相続した法定型が最も少なかった。ここでいう法定型とは、配偶者と子どもが共に相続した者すべてであり、配偶者と子どもの間の相続分や子どもの間で均分相続がなされたかどうかは問わなかった。すなわち、法定相続分どおりに相続した者よりはるかに広い範囲を法定型と名づけたのであるが、それにもかかわらず、対象者の中では最も少ないという意外な結果となった。

表 1 相続の型

	度数	%
本人と子（法定型）	126	14.4
本人のみ（水平型）	227	25.9
子のみ（垂直型）	237	27.1
不動産の遺産なし	286	32.6
合計	876	100.0

では、子どもが相続にかかわる法定型と垂直型においては、子どものあいだでどのような配分が行われたのだろうか。どの子どもも相続しているのか、それとも子どもの一部が相続しているのだろうか。調査では 4 人までしか第何子が相続したのかをたずねていないので一定の限界はあるが、子どもが相続した 363 人を対象として相続子ども数と子ども数の関連を調べてみた。その結果、75.2% にあたる 273 人が子どもの一部が相続していることがわかった。子ども全員で相続したのは、1 人っ子 39 人を除いて考えると、2 人子が 17 人、3 人子が 15 人、4 人子が 5 人で合計しても 37 人（子どもが相続に関与した 363 人の約 10%）にとどまった。すなわち、法定型と名づけたにしても、子ども全員で相続をしたものはごく一部で、大半は子どもの一部が相続していたのである。

一部の子どもが相続したという 273 人のうち、1 人で相続した者が 263 人で 1 人っ子 39 人を含めると 302 人が 1 人相続であり、これは子どもが相続にかかわった 363 ケースのう

ちの 83.2%にあたる。相続の型との関連が少しあり、法定型のほうがより多くの子どもで相続されではいるが、それでも法定型で 1 人相続が 7 割、垂直型では 9 割というような差異であった。

では相続した子どもはどういう子どもなのだろうか？1 人で相続した場合の 302 人についてその属性をみてみると、男性が 86.1%、長男が 79.8%、同居者が 78.8%である。すなわち、1 人で相続した場合、そのおよそ 8 割は戦前の家制度の場合と同様に長男の同居者ということになる。ただし、これは子どもが複数で相続した場合、本人と子どもで相続した場合、子どものみで相続した場合などすべての相続ケースを含めてみると、これはおよそ半分にすぎず、さらに相続する不動産がなかった人も含めれば 3 割に満たないことにも十分留意しておきたい。

(2) 相続と他の援助

親から子どもへの援助は遺産だけではない。ほかに、親は生きている間に住宅資金を援助したり、結婚費用を出したり、事業資金を援助したりすることがある。そこで、これらの援助（以下では相続以外と言う意味で「他の援助」と呼ぶ）が不動産相続の代替として行われているのか、それとも不動産を相続する特別な子どもに追加的に行われているのか、別の言い方をすると子ども平等型か、それとも特定子集中型かということを調べておきたい。

まず他の援助の状況を簡単にみておこう。表 2 に見られるように子どもに他の援助をした高齢者（相続と同じ子どもに援助、相続と違う子に援助、相続はさせたが他の援助なしの合計）は、結婚援助で最も高率で 60.8%、ついで住宅援助（25.5%）、生活費援助（9.2%）、事業援助（3.0%）の順となっている。

表 2 相続と他の援助との関連 (%)

	結婚	事業	住宅	生活費
相続と同じ子どもに他の援助をした	3.9	0.1	2.9	2.4
相続と違う子どもに他の援助をした	24.7	1.1	9.6	1.8
相続はさせたが他の援助はなし	11.9	39.2	28.0	36.2
相続はさせなかつたが他の援助をした	32.2	1.8	13.0	5.0
相続もさせず援助もしなかつた	27.4	57.8	46.6	54.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

次に「何番目の子」に援助したかを聞き、相続と他の援助について数字が一致した場合を「相続と同じ子に援助」ととらえて、また複数の子どもが対象になっている場合はすべて一致している場合だけを一致として数えて、相続と他の援助の関連を検討した。表 2 には高齢者 876 人全体に対する割合を示してある。表 2 からあきらかなように、結婚援助だけが事業、住宅、生活費の援助とは違った分布を示している。結婚援助については「子どもに相続はさせなかつたが他の援助（結婚援助）をした」高齢者が最も多く、他の 3 つの種類の援助については「相続もさせず援助もしなかつた」高齢者が一番多く、半数前後に上る。相続との関係においては、生活費援助を除いては、相続をした子どもと同じ子ども

に援助した比率よりは違う子どもに援助した比率のほうが高率になっている。すなわち、親が子どもに金銭的援助をする場合には、相続の代替として援助する場合の方が多いと結論できるが、援助した比率は最も高率な住宅援助でも 13%にとどまっている。結婚援助を除けば、相続が最も多くの高齢者が該当する子への援助（子が実際に相続した場合だけで 41.5%、子が相続する可能性も入れると 67.4%）だということになる。さらにこの調査では不動産の価格について質問していないとはいっても、金額的にも生活費の援助や結婚援助より高額である可能性が高い。そこで、今後のサポートと援助の交換仮説の検討は相続のみを対象として行なうことにする。

3) 子どもからのサポート

(1) サポートの提供者

次に高齢者は子どもからどのようなサポートを受けているのかみてみよう。サポートについての質問は 5 種類を採用した。そのうち「最も助けてくれる人」を聞いた質問が、いたわってくれる、生活でのちょっとした手助けをしてくれる、病気の時の世話をあてにしている、の 3 種類である。「2 番目に助けてくれる人」まで聞いたのが話に耳を傾けてくれる、寝たきりになったときの世話の 2 種類であり、以下ではそれを 傾聴 1、傾聴 2、介護 1、介護 2 のように表示する。回答は 13 の選択肢からなるが、子ども、嫁・婿、複数の子どもの 3 つを「子ども等」としてまとめ、配偶者、親、兄弟・姉妹、孫、その他の親族を「子ども等以外の親族」としてまとめ、さらに友達、近隣の人、ヘルパー・家政婦、その他を「親族以外」としてまとめて「最も助けてくれる人」にだけ注目してみた。その結果を表 3 に示した。なお、「複数の子」という選択肢への回答はどのサポートにおいても 1%未満であり、高齢者はすぐに単独の子どもが思い浮かぶようである。

表 3 サポートの提供者 (%)

サポート	子ども等	その他親族	友人近隣等	D.K./N.A.	合計
いたわり	69.3	7.2	16.6	7.0	100.0
病気	79.3	3.8	2.7	14.2	100.0
手助け	76.6	6.2	9.0	8.2	100.0
傾聴 1	67.9	7.9	17.0	7.2	100.0
傾聴 2	56.6	11.5	11.2	20.7	100.0
介護 1	64.7	1.6	3.9	29.8	100.0
介護 2	41.8	6.3	5.1	46.8	100.0

表 3 から次の 3 つのことがいえるだろう。第一にどの種類のサポートでも「子ども等」が最も高率である。傾聴、いたわり、寝たきりの介護（1 人目）についてはおよそ 7 割、病気の世話と手助けでは 8 割が「子ども等」に集中していた。第二に、介護については D.K.、N.A. が高率であり、とくに介護 2（2 人目）については「子ども等」に近い比率である。寝たきりの介護という問題が、高齢者にとって誰にサポートを求めてよいかわからない、あるいは子どもに負わせるには負担の大きすぎる深刻な問題として受け取られているのか、どちらかであろう。第三に、いたわりや傾聴のような情緒的サポートについては友人、近

隣等の比率が1割を越えており、手段的サポートに比べれば子ども以外への期待も高いことがわかる。13の分類に戻ってみると「友人・近隣」の中でも「友達」が多く、情緒的サポートについては子どもとともに友達も大きな役割をはたしていると言えそうである。

(2) 子どもがサポートする種類数

次に、高齢者がこれら5種類のサポートのうち何種類に子ども等と回答しているのかに注目してみた。その結果は表4のとおりである。

表4 子ども等と回答したサポートの種類数 (%)

種類数	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	なし
%	5.8	10.3	14.7	19.2	42.1	7.9

すべての種類のサポートについて、子ども等と回答した者が半数近くに上るが、あとは分散している。子ども等と答えたからと言って同じ子どもからとは限らないが、子どもにかなりの種類のサポートが集中している傾向がうかがえる。

4) 相続とサポートの交換

それでは、サポートは主に不動産を相続した子どもによって担われているのだろうか。それとは反対に、相続したのにサポートしない子ども、相続をしていないのにサポートをする子どもの比率はどの程度になるのであろうか。この問題を、はじめに同居と相続、援助、サポートの関連を見ることから検討したい。同居はサポートの1つであり、しかも重要なサポートであると考えがちであるが、見方を変えれば親が子どもに住居を提供する援助であるとも見える。したがって、同居は一般のサポートとも援助とも同じに扱わず、ここで別に検討してみたい。

(1) 相続と同居の関連

相続の型と家族類型には表5のように明確な関連が認められる。本人（すなわち、死亡した者の妻）のみが相続した場合と、不動産の遺産がなかった場合の家族類型の分布は類似しており、1人暮らしと未婚子同居が他の場合より高率であり、既婚子同居が他より低率になっている。子どものみが相続した場合には既婚子同居が他の場合より高率である。本人と子どもが相続した場合には、1人暮らしも既婚子同居も両者の中間の比率になっている。これらのことから、同居と相続はある程度まで、交換として考えられているようにも見える。しかし、次の4つの点に留意する必要がある。第一に、不動産の遺産が子どもに全く渡らなかつた2つの相続の型（本人のみ相続と遺産なし）においても既婚子同居の比率は他の家族類型より高い。すなわち、不動産をもらわなくとも同居する者は少なからずいるのである。第二に、「交換」とはいえ、すでに同居していた子どもがその対価として相続したのか、父の死後に相続した子どもがその恩返しとして母と同居したのか、その前後関係はわからない。第三に、相続と同居が交換されているように見える2つの相続の型（垂直型と法定型）の場合にも、本当に交換が成り立つためには相続した子どもと同居している既婚の子どもが同じ子どもなのかどうかを確かめる必要があるといえる。第四に、同居した世帯の中で実際に日常生活のサポートが行われているかどうかも不明だといえる。

表5 相続の型と家族類型との関連

		家族類型				合計
		既婚子同居	未婚子同居	単身	その他	
相続の型	本人と子	66(52.4)	24(19.0)	29(23.0)	7(5.6)	126(100.0)
	本人のみ	77(33.9)	47(20.7)	97(42.7)	6(2.6)	227(100.0)
	子のみ	176(74.3)	28(11.8)	24(10.1)	9(3.8)	237(100.0)
	不動産なし	107(37.4)	66(23.1)	99(34.6)	14(4.9)	286(100.0)
	合計	426(48.6)	165(18.8)	249(28.4)	36(4.1)	876(100.0)

注：（ ）内は%

まず、第三の同居子と相続子が同じかどうかを検討してみよう。

(2) 同居子と相続した子どもの関連

相続した子どもが同居している子どもと同一の子どもかどうかを調べた。「相続と同居が同じ子」かどうかの判断は、相続の質問と同居の質問で「何番目の子」に相続させたか、「何番目の子ども」と同居しているか、を尋ねており、その数値が一致した場合のみを「同じ子」と判断している。複数の子が相続や同居をしている場合には、両方が一致した場合のみを「同じ子」と認定した。

表6 相続の型と相続と同居の関連とのクロス表

		相続と同居の関連					合計
		相続と同居 が同じ子	相続と同居 が違う子	相続あり 同居せず	相続せず 同居	相続せず 同居せず	
相続 の型	本人と子	57(45.2)	32(25.4)	35(27.8)	1(0.8)	1(0.8)	126(100.0)
	本人のみ	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	124(54.6)	103(45.4)	227(100.0)
	子のみ	171(72.2)	31(13.1)	28(11.8)	2(0.8)	5(2.1)	237(100.0)
	不動産なし	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	173(60.5)	113(39.5)	286(100.0)
	合計	228(26.0)	63(7.2)	63(7.2)	300(34.2)	222(25.3)	876(100.0)

注：（ ）内は%

その結果は表6のようである。合計欄を見ると「相続と同居が同じ子」は不動産の相続をしなかった子どもを含めたサンプル全体の4分の1(26.0%)にとどまる。その比率よりは、相続はしなかったが同居はしている比率(34.2%)の方が高いことに注目したい。またこれに「相続と同居がちがう子」を合わせれば40.2%は「交換仮説」があてはまらないことになる。

さらに表6からは「本人のみ」の相続と「不動産なし」は似たパターンを示し、相続をしないのに同居している比率の方が多くなっている。これらの場合には調査対象者の死後に同居の子どもへの相続が起こるかもしれない。この場合にはサポートは前払いであって、夫の遺産は妻を経由して妻の死後交換されるとも考えられる。しかし、不動産なしの子どもたちもサポートをしていることを考えると、交換仮説があてはまらないと結論できる。

(3) 同居、相続とサポート

以上、相続と同居の交換についてみてきたが、同居してそこで具体的なサポートが実際期待できるのか、というのはまた別な問題である。同居はしたものの、かえって親子関係、姑嫁関係が悪くなり、サポートは期待できないということもあり得る。そこで、実際に同居世帯の中でどの程度サポートが行われているのかを探ってみた。

まず、サポートの1つ1つについて、同居している子どもと同じ子どもがサポートしているのかどうかをみた。ただし、サポートの種類によって分布や関連に大きな差異がないことが確かめられたこと、介護については「わからない」の比率が高かったなどの理由により、表3に掲げた5種類のサポートのうち、「1人目」についてのみ、サポートしてくれた人を質問した3種類のサポート（表5）についてのみ扱う。未婚、既婚にかかわらず、対象者全体876人のうち「同居の子どもとサポートしている子どもが同じ」比率は表7の上段のようである。同居の子どもがいる高齢者は591人であったが、その中だけで「同居子とサポートが同じ子」である比率をみると下段のようである。

表7 同居子とサポートとの関連 (%)

	いたわり	病気看病	生活の手助け
同居子とサポートが同じ子（対象者中）	37.4	47.5	51.0
同居子とサポートが同じ子（同居者中）	55.5	70.3	75.6

すなわち、同居子からサポートを受けられる高齢者は全体の4-5割、子どもが同居している高齢者に限定しても70%台どまりであり、同居子がサポートをするとは限らない。とくに同居しているがサポートはないケースが未婚子同居で約2-3割、既婚子同居で約1-2割ある。とくにいたわりについて、同居子とはちがう子からサポートを受ける比率が高くなっている。同居子が1人の場合、23%しか娘同居ではないが、息子同居の場合よりは「同じ子がサポート」の比率が高い。同居とサポートが違う子どもだというのは、娘と息子を持っている場合に多く、息子と同居し、娘にいたわりを求めるケースが少なくないことをうかがわせる。

同居とサポートの関連は以上のようなであるが、次に相続とサポートの関連をみてみよう。

表8 相続とサポートとの関連 (%)

	いたわり	病気看病	生活手助け
相続と同じ子どもにサポートをした	16.7	23.1	25.0
相続と違う子どもにサポートをした	11.0	10.5	8.2
相続はさせたがサポートはなし	12.8	6.8	7.2
相続はさせなかつたがサポートはした	40.6	44.5	41.9
相続もさせずサポートもしなかつた	18.9	15.1	17.7
合 計	100.0	100.0	100.0

相続した子どもとサポートをしている子どもが同じかどうか、サポートする子を1人だ

け聞いた3つの質問に対する回答は表8のようだ、分布は驚くほど似ている。いずれも「相続なし、サポートあり」が40%ほどで、「相続とサポートが同じ子」という交換のケースよりずっと多くなっている。

しかし、子どもの人数が少ないほど「相続とサポートが同じ子」となる確率は高いのであるから、子どもの人数をコントロールして「相続とサポートが同じ子か」を見る必要がある。表8の3つのサポートごとに分布はそれほど大きく異ならないので、ここでは「ちょっとした手助け」の場合だけ、子どもの人数別にみたものを図1に示した。子どもの人数は11人まであるが5子以上の高齢者は数も少ないので、4人までを示してある。図に見られるとおり、最も高率なのは「相続せずサポートのみ」であり、子どもの人数にかかわらず大体40%前後を占め、不動産の遺産との交換なしでサポートしていると考えることができる。「相続と同じ子がサポート」は子どもの人数が多いほうがむしろ率が高いくらいであるが、2割から3割にとどまっている。すなわち、相続とサポートの交換仮説は実証されないとえよう。

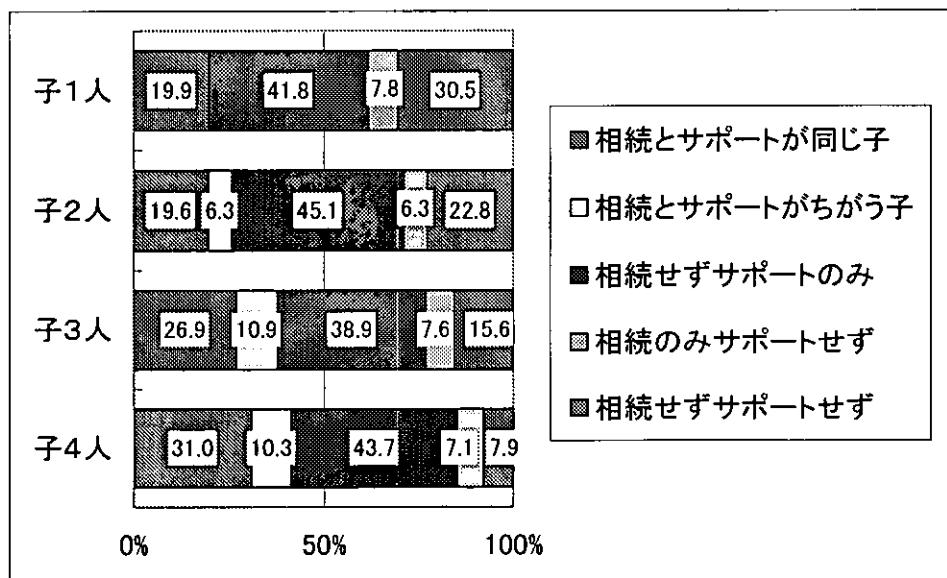


図1 子どもの数別、相続とサポート（ちょっとした手助け）との関連

さて、相続とサポートが交換になっているかどうかと、相続の型とは関連がある。ここではサポートのうち、病気の世話の場合について表9に示した。表に見られるように、「本人のみ」と「不動産なし」の場合の分布は類似しており、4分の3が相続をしなくてもサポートしていて、交換仮説には全く反する。一方、「子のみ」相続の場合は60%以上が「同じ子がサポート」になっており、「本人と子」の場合の分布もこれに類似しているが、「同じ子がサポート」は4割台にとどまる。全体としては交換仮説は成り立っていないことがすでに表8から結論づけられているが、表9からは、それは交換仮説が成り立っている「子のみ」の相続が今や全体の4分の1しかないからであろうことが類推される。

表9 相続の型とサポート（病気の世話）との関連

		相続と病気世話の関連					合 計
		相続と同じ子 がサポート	相続と違う子 がサポート	相続あり サポートせず	相続せず サポートあり	相続せず サポートせず	
相 続 の 型	本人と子	54(42.9)	44(34.9)	26(20.6)	1(0.8)	1(0.8)	126(100.0)
	本人のみ	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	172(75.8)	55(24.2)	227(100.0)
	子のみ	148(62.4)	48(20.3)	34(14.3)	5(2.1)	2(0.8)	237(100.0)
	不動産なし	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	212(74.1)	74(25.9)	286(100.0)
	合 計	202 (23.1)	92(10.5)	60(6.8)	390(44.5)	132(15.1)	876(100.0)

注：() 内は%

4. 結論と考察

以上の分析から、調査時点で交換仮説が成り立つかはサポートの種類によって若干異なるが、大体4分の1程度（表8）の人の間で成り立つに過ぎないことが明らかになった。同居をサポートの1つと考えた場合にも（表6の合計）この比率はあまり変わらないうえに、同居とサポートが同じ子であるのは、子との同居高齢者に限っても4分の3程度にとどまる。交換仮説があてはまるのは少数派であるという結論が導かれる。

ただし、この結論にはいくつかの留保条件があり、今後さらに検討していく必要がある。第一に、この調査では不動産以外の遺産について質問していない。不動産を相続した以外の子が現金、預貯金、株券などを相続している可能性は否定できず、それも考慮にいれればより多くのケースで交換が成り立っているということもありうる。しかし、一般には不動産の遺産の価格は現金を上回り、主要な資産であると想定してもよいだろう。

第二に、サポートについての質問にも検討の余地がある。ワーディング自体がサポートの実績か期待かやや曖昧な聞き方であり、また高齢者にとってのサポート必要性の切実さについても検討していない。さらに子ども全体で少しずつサポートしているような場合も回答は無理に1人に限定されている。また「もっとも」という聞き方は、それが年1回であろうと、毎日であろうと同じような扱いになっており、頻度も時間数も考慮されていない。これらの問題点があるとはいって、質問票の長さの制約上、サポートについての詳細な情報を得ることは困難であり、また高齢者がどのような期待を持っているかという意識も非常に大切である。したがって、このような問題点も大きな欠陥とはならないと考えているが、より詳細な情報を得るような努力も必要であろう。

第三に、「本人のみ相続」や「本人と子相続」においては対象者の死後に「サポートした子に相続させる」という交換が成り立つケースが出てくるだろう。いわばサポートは交換が成り立つ前に前払いされているのであり、このようなケースを含めれば交換仮説が成り立つケースはかなり多くなることも考えられる。しかし、ここで女性高齢者をサポートした特定の子どもは必ず不動産を受け取れるという確証なしでサポートしているのであること、かつ遺された女性高齢者の老後のサポートという視点から見るならば、その死後がどうであれ、サポートがなされていることに意味があるともいえる。

すなわち、以上の問題点は大きな欠陥であるとは思えないが、なお、機会があれば詳細な検討の余地があるといえる。とくに今後、回顧データを用いて、両親の死後にサポート

と相続の交換が成り立っているかどうかを検証していきたいと考えている。さらに、一般に交換仮説があてはまらないとすれば、不動産の相続はどのような原則でなされるのか、また高齢者のサポートはどのような原則で誰が提供するのか、その両者に関連はあるのか、ということを追究するのは今後の新しい課題である。

このような結論は今後の日本の政策に対してどのような意味をもつのかについても簡単に述べておきたい。第一に今や、「相続とサポートの交換」という「暗黙の保険契約」が崩れかかってきているのであるから、それにかわる介護施策を充実させる必要がある。例えば介護保険制度はその1つだったとも考えられ、これをいつそう充実させが必要であろう。第二に、もし、介護施策がさらに充実されるとしたら、はたして現在の相続という制度はそのままでよいのか、という問題もある。例えば介護施策の普及などによって介護が完全に社会的に行なわれるようになら、相続は「子ども全員に平等に」という平等主義原則になるのか、むしろ貧乏な子、病気がちな子に遺すという愛他原則(Altruism)になるのだろうか。従来のように相続がサポートの見返りで家族内社会保障のようになっているのならまだしも、介護が社会的に行なわれているのなら、被相続人死亡後の資産も社会化されても当然だと言う考え方もできるだろう。そもそも、相続とは世代間で富を移転する制度であり、出発点における不平等を再生産させる制度だともいえる。社会的公正の視点からはなるべくその不平等を小さくするために相続税を非常に高くするとか、相続という制度をなくすということも考えられてよい。

最後に、以上の指摘からとりあえず緊急に検討されるべきは、自分の資産を生きている間に介護に振り向けることが簡単に選択できるような、リバースモーゲッジなどの制度である。日本ではしばしば一生の買い物として住宅が買われる。これを担保にして自分の老後の介護をまかなえないものであろうか？住宅の証券化とかリバースモーゲッジなどの用語が聞かれるようになった昨今であるが、本研究はこのような課題が真剣に検討されるべき時代が到来したことを意味している。

参考文献

- 藤崎宏子 1986 「老年期の社会的ネットワーク」 副田義也編
『日本文化と老年世代』 中央法規出版
- 経済政策研究所、1991 『相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査研究』
- 松浦・滋野、2001 「遺産動機はどの様に形成されるか—利他的動機、戦略的動機、遺産動機なしの比較」 『季刊家計経済研究』 通巻49号 76-84
- 内閣総理大臣 1980 『資産相続についての意識調査』
- 内閣府 2000 『高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果』
- 内閣府 1995、2001 『高齢者の経済生活に関する意識調査結果』
- 直井道子 岡村清子 染谷値子 「老人の子どもとの同居に関する意識と実態」 1975
『社会老年学』 1号 pp. 103-121
- 直井道子 1993 『高齢者と家族』 サイエンス社

第2節 子どもの特性および子どもへの資産提供が老親介護にもたらす効果

東京都老人総合研究所 社会参加・介護基盤研究グループ

小林 江里香

要約

どのような子どもが老親の介護者として期待されたり、実際に日常生活動作（ADL）の援助者となるかを、階層一般線形モデル（HGLM）を用いて検討した。その結果、1) 介護の期待においては、不動産を譲渡された子がより期待されていたが、金融資産の提供にはこのような関係は見られなかった。実際のADL援助においては、金融資産、不動産の提供とともに子からの援助を高める有意な効果は見られなかった。このように親からの資産提供が子からの援助を促す効果は限定的であり、親との情緒的関係の存在が子による援助の確率を高める効果に比べると弱いものであった。2) 親との距離、特に同居が介護者としての期待を高める強い効果を持ち、長男（娘のみの場合の長女）であることもその期待を高めていた。距離などの条件をそろえると、娘夫婦への期待が息子夫婦への期待を上回っており、子どもとの同居率が低下した場合、介護における娘の役割が増す可能性が示唆された。

1. はじめに

本研究は、どの子が高齢の親を介護するかにおいて、子どもの特性や親との関係性がどのような効果を持つのかを明らかにすることを目的としている。

まず、子どもの特性としては、子どもの性（息子か娘か）と婚姻状況（既婚、未婚）、出生順（長男か否か）に着目した。伝統的には長男の嫁が老親介護の担い手となることが多いとされており、それに従えば、娘より息子、特に長男夫婦の役割が大きいと考えられる。

さらに、親との関係性において本研究が焦点を当てるのは、親が子どもに対して行ってきた資産の提供と、子どもからの援助の間に交換関係が成り立っているかという点である。言い換えれば、親から不動産を譲渡されたり、金銭援助を受けた子ほど、親を介護するのかという問い合わせである。前節では不動産遺産の相続に焦点を当てたが、本節では、生前贈与を含む不動産譲渡に加え、金融資産の提供の効果についても検討する。

交換関係のような、子どもによる私的支援提供の背後にあるルールを明らかにすることには次のような意義がある。まず、政策的には、公的な介護サービスの拡充が、高齢者の経済的リソースの活用方法に与える影響を予測する上で重要な手がかりとなる。もし、交換関係という、ある種の経済的なルールにより老親介護が行われているのだとすれば、介護の専門家による公的支援という別の選択肢が増えた場合には、高齢者はこれまで子ども

に「投資」してきた資産を公的支援を受けるために使うかもしれない。また、リバース・モーゲッジ制度（居住用不動産を担保に貸付を受け、死亡時にその不動産を処分することで負債を返済する制度）が、子どもを持つ高齢者の中でどの程度普及するかの予測においても、高齢者から子どもへの不動産提供の動機は重要であろう。

さらに、親子間の援助においても、愛情や親孝行などの規範によらない経済的な交換関係のルールが存在しており、それが実証されるならば、家族研究や心理学研究の観点からも興味深い成果と言える。

親子間の交換関係（または互酬性）について、米国の AHEAD データを分析した研究からは、過去 10 年間に親から経済的援助を受けた子ほど、現在親の世話をしていることが示されている (Henretta, et. al., 1997)。また、同じデータを用いて子ども間（きょうだい間）で親の介護をどのように分担するかを検討した研究では、娘の方が息子より介護をしており、女のきょうだいが多いほど 1 人の子どもの介護量が少なくなるという結果が得られている (Wolf, et. al., 1997)。

しかしながら、日本ではアメリカに比べ、高齢者における子どもとの同居率が高いこと、また、息子の妻（嫁）が援助することが多いなど、社会的文脈の違いが大きい。特に親との同居や、別居の場合でも近所に住むかどうかという距離は、老親と子どもとの関係に影響を与える重要な要因である（古谷野他、1995；横山他、1994 など多数）。同別居を含む親との距離は、親がどの子に資産提供を行うかとも関係があると考えられる。例えば、不動産の提供は同居の子に対して行われるという関係があり、不動産譲渡が見かけ上子からの援助の確率を高めていたとしても、同居の効果を反映しているに過ぎないかもしれない。

さらに、子への資産提供と子どもからの援助の間に正の関係があるということが、介護という見返りを期待した交換関係の成立とどうしてよいかという問題がある。資産提供と子からの援助との有意な関係は、交換関係とは異なる親子の関係性、例えば、その子どもに対する親の特別な愛情や交流頻度の多さを反映しているかもしれない。

交換関係を検討する上で考慮すべき第 3 の問題は、親からの子への資産提供が、1 組の親子間の交換関係というだけでなく、親が限られた資源を複数の子ども（きょうだい）の間でどのように分配するかという資源分配の問題を含んでいるという点である。資源分配という視点に立てば、親から資産の提供を受けたという点では同じでも、自分が受けた場合と、きょうだいの中にも受けた子がいる場合では、援助者となる可能性が変わることになる。

以上の点をふまえ、本研究では、親から子への資産提供が子からの援助に与える効果を検討する際、①親との距離を統制してもその効果は見られるか、②親子間の情緒的な関係による効果はどうか、③自分以外のきょうだいの中に資産提供を受けた子がいることは、どのような効果を持つか（具体的には、その子の援助の確率を低くするか）、についても検討した。

また、子どもからの援助については、高齢者（親）が将来どの子に介護を期待するかという介護期待と、実際に日常生活動作の援助を必要とする高齢者においてどの子が援助しているか、という 2 つの側面からの検討を行った。

2. 分析1：介護への期待

1) データ

Wave5(1999)とWave6(2002)の2つのデータを使用した。Wave5は70歳以上、Wave6は73歳以上の本人調査の完了者で、2人以上の子を持つ高齢者を分析対象とした。以下で「親」として言及しているのはこの高齢者のことである。表1には、分析対象となった親とその子どもの属性を示している。上記の条件に基づき、Wave5では親2,078人と、その子ども6,172人、Wave6では親1,606人と子ども4,757人が分析対象となった。このように、本研究のデータは、1人の親の下に複数の子どもが存在する階層構造になっている。

2) 使用した変数

①子ども側の変数

個々の子どもについての情報は、親である回答者から得たものである。

従属変数となる「介護期待」は、「寝たきりのような状態になったとき、自宅で長期にわたって世話をしてくれる人」としてその子が2番目までに挙げられたかどうかである。上記の質問に対して子どもが挙げられた場合には、上から何番目の子かを尋ねることで具体的にどの子どもかを特定した。子どもの配偶者が挙げられた場合も、何番目の子の配偶者かを尋ね、その子どもへの期待に含めた。この質問では、その子が介護者として期待されている場合に1、その子以外のきょうだいや、子ども以外の人（配偶者、ヘルパーなど）のみ挙げられた場合、また、そのような人はいないとした場合にゼロとなる。

子への資産提供については、Wave5では金銭のみ¹⁾、Wave6では金銭（金融資産）と不動産の両方について検討した。Wave5、6とも、援助者である親を夫婦単位で考え、回答者の配偶者が行った援助も含めた点、また、子どもが学校卒業後に行った援助に限定している点で共通している。金銭援助の具体的な内容はWave5とWave6で異なっており、Wave5では、「家を買ったり借りる費用」「事業資金」「結婚費用」のいずれかを親から出してもらった場合に「あり」とした。一方、Wave6では、使用目的を限定せず「100万円以上のまとまったお金や品物」の提供を受けた場合に「あり」とした。Wave6の不動産については、親から不動産の権利を譲られたことがある場合に「あり」とした。Wave6では金銭、不動産とともに孫に提供された場合もその親である子への援助に含めた。

金銭援助、不動産譲渡については、その子本人が受けたかどうかとは別に、きょうだいの中にそれぞれの援助を受けた人がいるかどうかについての変数も作成した。

親子間の情緒的関係の指標としては、「心配事や困り事があるとき、話に耳を傾けてくれる人」として、親である回答者から2番目までに挙げられた場合に「情緒的関係あり」とした。

子どもの特性としては、性、婚姻状況、長男（姉妹のみの場合は長女）か否かを検討した。息子の場合、介護の担い手は実際には息子本人ではなくその配偶者であることが多く、

¹⁾ Wave5の不動産相続については、配偶者と死別した対象者のみについての質問項目だったため本節では用いていない。遺産相続の問題は前節において検討されている。